

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで

私は、国民年金に加入してから60歳になるまで、納税貯蓄組合の集金により、国民年金保険料を納付していた。今まで、国民年金の加入可能年数についての説明を受けた記憶は無く、申立期間の保険料も納税貯蓄組合に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達までの国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、事実、申立期間の9か月を除く国民年金加入期間の保険料を、すべて納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、A村（現在は、B市）では、国民年金被保険者の保険料納付済期間が加入可能年数に達した場合に、その旨の通知を当該被保険者に行っていたか否かは、必ずしも明確では無く、申立人は、そのことを教示された記憶が無いとしている上、申立人が、納税貯蓄組合の集金により保険料を納付していたとの主張についても、当時のA村では、納税貯蓄組合により保険料が集金されていたことが確認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、昭和46年9月に勤務していた会社を退職後、しばらくしてから町内会の役員から国民年金保険料の滞納があると言われて、市役所でまとめて保険料を納付したと思う。「今後は、町内会で納付するように。」と注意され、大変不快な思いをしたことをはっきりと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録により、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月15日に払い出されているとともに、オンライン記録によると、申立期間直後の47年4月から48年1月までの保険料をまとめて現年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に至った状況及び申立期間当時の保険料の納付場所等について具体的に説明しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月28日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業所が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていなかった。

事業所は誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与個人別集計表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該事業所から提出された賞与個人別集計表に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年2月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から41年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月1日から41年8月12日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が昭和37年11月30日から39年2月1日までとされているが、41年8月11日まで勤務していた。次の勤務先を決めてから退職しており、加入記録に空白期間は無いはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年11月30日から41年8月11日までA社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録では、39年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和41年1月10日、離職日が同年8月11日であることが確認できること、及び申立期間当時厚生年金保険に加入していた複数の同僚の証言から、申立人は、同年8月11日まで同事業所に勤務していたことを認めることができる。

また、申立人とほぼ同時期に退職し、申立期間当時に継続して厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人のうち一人が「申立人は、在職

中に勤務時間、業務等の勤務実態に変更は無かった。」と証言している上、これらの二人の厚生年金保険の加入記録は、退職時期まで継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和38年10月のオンライン記録、及び申立人と同職種の同僚に係る同事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、39年2月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から41年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡しているため、確認できないものの、申立期間中に行われるべき事業主による二度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和39年2月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から41年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社B所（現在は、A社C部）から同社本社へ昭和63年11月1日に異動となったが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同日から同年12月1日までの期間が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録、雇用保険の記録及び同社から社会保険事務所にあてた要望書により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和63年12月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格取得日を昭和63年11月1日として届け出るところ、誤って同年12月1日として届けたとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 4 月まで

私は、昭和 62 年 12 月に A 社を退職したので、B 区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、63 年 5 月に C 社に勤めるまでの 4 か月間、同出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 12 月に B 区役所の出張所に行き、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 3 月に D 市で払い出されており、その時点では、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年7月まで

私は、会社を退職した平成2年12月から再び国民年金保険料を納付するようになった。保険料については、仕事の都合で、自分で納付に行けないため、同居している両親に納付をお願いしていた。申立期間について、一緒に納付していた両親の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年12月に会社を退職した後、国民年金に再加入し、その両親と一緒に保険料を納付してもらったと主張しているが、オンライン記録により申立人と両親の保険料の納付状況を見ると、両親は、昭和58年4月から60歳到達までの期間について、付加保険料を含めて前納しているのに対し、申立人は、申立期間直後の平成4年8月から5年4月までの保険料を6年9月に過年度納付し、同年4月から同年10月までの保険料を同年10月にまとめて納付しているなど、申立人と両親の保険料の納付方法及び納付時期は相違している。

また、A町が保管する国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、平成4年8月から5年4月までの保険料を6年9月に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその両親は、納付方法等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがうことができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母から当時の納税組合の集金人に確かに納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はその母親が、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は、国民年金の手續に直接関与しておらず、その母親も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年1月であり、この時点では、申立期間の大半については時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月ごろから 50 年 5 月ごろまで
申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、同僚には厚生年金保険の加入記録がある。給与から保険料が控除されていた記憶があるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の証言により、期間までは特定できないが、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の事業主は「当時、従業員を採用した際、試用期間等を設けていたか否かは不明であるが、厚生年金保険の加入については、従業員に加入するかどうかの希望を聞いていたようだ。」と回答している。また、昭和 48 年 11 月か 12 月ごろに入社したと供述している申立人の同僚は「自分は入社してすぐには厚生年金保険には加入せず、子どもが生まれることになったので、会社に参加したい旨を申し出て厚生年金保険に加入した。」と証言しており、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該同僚の資格取得日は 50 年 3 月 1 日となっていることから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は同級生である同僚に誘われてA社に昭和 48 年 7 月ごろに入社したと申し立てているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録は、49 年 6 月 1 日資格取得、同年 12 月 28 日資格喪失となっており、当該同僚も入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入していたことが推認される。

さらに、当該事業所における被保険者原票及び被保険者縦覧を確認したが、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、昭和 48 年

4月から50年6月までの期間について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認したが、欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者番号が払い出された形跡は無い。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

勤務していたA社が昭和 38 年 8 月 25 日に倒産したため、その日からB社（現在は、C社）に異動した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間において、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」控を保管しており、申立人の資格取得日が昭和 38 年 12 月 1 日となっていることから、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いとしている。

また、申立人と同じく、昭和 38 年 8 月にA社からB社に異動した複数の同僚は「当初は臨時雇用扱いであった。」、「昭和 38 年 12 月 1 日までは社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、これらの同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 12 月 1 日となっていることがオンライン記録から確認できる。このことから、同社では、A社から異動した従業員について、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 6 日から 42 年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた昭和 41 年 5 月 6 日から 42 年 2 月 1 日までの期間における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）へ照会したところ、同期間について加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の当時の事業主の家族構成及び同社の所在等の具体的な申述内容により推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び従業員は、申立人について記憶していない。

また、申立人が名前を挙げている当該事業所の同僚は、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録が無く、連絡先も不明のため、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の名前は無く、申立期間において健康保険整理番号に欠番も無いほか、雇用保険においても申立人の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月10日から62年1月1日まで
社会保険事務所(当時)に記録の照会をしたところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。表彰状の記載によると、昭和51年11月10日以前から勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に昭和51年11月10日以前から勤務していたことは、申立人が保有している表彰状により認められる。

しかしながら、当該事業所は「当時の社会保険関係資料が保管されていないため詳細は不明であるが、申立人は、入社からしばらくの間はアルバイトとして勤務していたので社会保険には加入させていなかったと思う。」と回答している上、同事業所から提供された申立期間に係る現金出納簿によると、申立人を含めた複数の同僚は、報酬を内職代として支払われていることが確認できるところ、これらの同僚についても内職代が支払われていた期間の厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、同事業所では、従業員のすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いでは無かったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。